

# 医療講演会と 給付金についての個別相談会

当弁護団では、B型肝炎の患者さんの救済のために活動しております。

このたび、この活動の一環として、熊田卓先生をお招きして、B型肝炎についての医療講演会を開きます。B型肝炎の患者さんとご家族が、適切な知識を得る機会にさせていただけたらと願っております。

また、当弁護団は、愛知県、岐阜県、三重県在住の患者の方々が給付金の支給を受けるために必要な手続きの支援をしています。平成24年1月から施行されている集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染された方に対して、国が給付金を支給する法律に基づくものです。

上記医療講演会ののちに、給付金についての個別相談会を開催いたします。ご相談者ごとに、個別に弁護士が面談して、ご説明し、ご相談に応じます。参加費・相談料・事前予約は不要です。

医療講演会、個別相談会のいずれか一つの参加もできますので、是非ご参加ください。

**開催日** 平成30年7月21日(土) 午後1時30分より

**会場** グランパレホテル 駅前会議室  
グランホール 〒500-8842 岐阜市金町8-20  
TEL 058-265-4111

## 当日のプログラム

■ 午後1時15分～

**開場・受付開始** 事前予約不要 直接会場にお越しください。

■ 午後1時30分～午後2時30分

**医療講演会「B型肝炎の基礎知識(病気と治療の内容)」**

熊田卓 先生(大垣女子短期大学 教授、前大垣市民病院副院長・消化器内科部長)

■ 午後2時30分～午後4時頃まで(最終受付は午後3時30分まで)

**個別相談会** 相談料・事前予約は不要です。

当弁護団所属の弁護士が個別に面談し、ご相談に応じますので、是非お越しください。

給付金の支給を受けるための手続きや、給付を受けられる可能性等、できる限りのご説明をいたします。

給付金の対象になるのは、7歳になるまでに、集団予防接種等(昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間に限る)の際の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した方と、その方から母子感染した方(これらの方々の相続人を含む)です。

## ● 当日ご都合が付かないという方へ

電話相談窓口を設けております。お気軽にご相談ください。

説明会のお問い合わせ先

**主催** 全国B型肝炎訴訟名古屋(愛知・岐阜・三重)弁護団事務局  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目8番10号 ISH丸の内ビル3E あゆみ法律事務所内  
**052-961-0788** 平日 午前10時～午後5時

